

そしてその本市の人口減少でございますが、やはり何と云っても、若い世代 20 代、30 代の若い世代の転出というものが非常に多い。それが一番の要因だと。そして、都市部への転出だけでなく、近隣の自治体への転出も非常に多いということに強い危機感をいただいているところでございます。

若い世代の市外への転出というところは若い世代から見た、本市の海津市に魅力がない。この魅力という点で、私が他の自治体に後れを取ってしまったその結果である。その反省に立ち返って市政に取り組んでいるところでございます。

このため、この海津市では、子育て世代に選ばれるまちづくり、これを市政の第一に掲げまして、今年度の当初予算には、若い世代の移住定住を呼び込んでいくため、子供の医療費助成、高校生世代の間までの無償化を高校生世代まで広げるとともに、高校生の通学費用の助成ということも始めました。

この海津市に、子育て世帯が移住してくれたら最大 100 万円の奨励金を交付します。そういった移住定住の関連予算を今年度の当初予算には大きく盛り込んだところでございます。

そして人口減少に歯止めをかけていくためには、子育て世代に魅力ある施策の充実に取り組むとともに、海津市の魅力を高めていくという取り組みが、必要であると感じております。

来年度の 5 月から…4 月末ぐらいですかね、本格的なオープンを予定しております羽田だんだん公園のキャンプ場、これも若い世代に着目いただきたいという思いと、にぎわいから地域資源を磨き上げ、にぎわいを作って地域活性化につなげていきたい、との思いから始まったその代表例というところでございます。

そういった形で本市の魅力を高めそして移住・定住に繋げていくこの取り組みは、非常に大切でございます。その上で、この空き家の活用というものを、その施策の中に必ず取り入れていかなければならないと感じているところでございます。

全国的にも増加傾向にある空き家、海津市においてもその例外ではなくしっかりと対応していかなければなりません。海津市におきましてもいろいろな取り組みを行ってきたところでございます。たくさんの空き家を解消しながらも、同じような数だけまた増加をしてしまっておるというところであります。

来年度の当初予算には、これまでの空き家対策と関連予算を倍増して対策を強化していくことを決めております。必ずこの具体的な対策を練り上げて来年度の当初予算には盛り込みたいと思っておりますのでございます。

今年度はこの空き家政策の有効性を高めるために、海津市の空家等対策計画の改定も、予定をしているところでございます。

委員の皆様には、そちらについてもまた別途機会を設けて、ご意見を賜りたいと思っておりますので、またよろしく申し上げたいと思っております。

最後にこの本日の会議が、実り多きものとなりますように祈念申し上げ冒頭の

事務局	<p>挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今年度はアドバイザーの3名の方の異動がありましたのでご紹介させていただきます。岐阜地方法務局より統括登記官の柑子木様、岐阜県住宅課空き家対策推進室より牧村室長様、海津警察署地域課より伊藤課長様の3名の方をアドバイザーとして着任していただきました。またアドバイザーの任期は今年度末までとなりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>市長よりアドバイザーの皆様へ委嘱状をお渡しするのが本来ではございますが、委嘱状の方は机の上に置かせていただきましたのでご了承いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>また今年度4月より人事異動によりまして、空き家対策の所管部署であります建設水道部長の中村が新しく着任となりましたので一言ごあいさつをさせていただきます。</p>
部 長	<p>失礼いたします。改めましておはようございます。この4月より建設水道部長を仰せつかりました中村でございます。よろしくお願いいたします。また本日の協議会におきましては、ご出席賜りましてありがとうございます。空き家に対する状況につきましては市長からご説明ありましたとおりでございます。また、私の周りにも空き家というのは増加傾向にあり、また他人事ではない状況にあり、周辺の住民も本当に心配している状況でございます。本日はこの後、事務局より空き家に対する情報や制度、政策を説明させていただきますので、皆様の貴重なご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上簡単ではございますがご挨拶とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様のお手元に名簿と席次表を配布させていただいておりますので、それを持ちまして各委員さんの紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>これより議題の方に入らせていただきますが、当協議会の名簿と会議録につきましてホームページで公開させていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また本日の会議は1時間程度を予定しております。ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日、安藤委員さんでございますが、欠席のご連絡をいただいております。それでは、委員過半数の出席を得ておりますので海津市空家等対策協議会設置条例、</p>

<p>議 長</p>	<p>第5条第3項の規定により会議を開催します。</p> <p>なお、会議につきましては第5条第1項の規定により議長を横川会長にお願い致します。それでは横川会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>議題に入る前に、会議録署名につきまして、2名の方をお願いをします。私のほうからご指名させていただいてよろしいでしょうか</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>近藤委員、西脇委員、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議題1に入ります。事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>議題(1)空き家等の現状棟数について、お手元に配布しました資料を中心に進めさせていただきます。1ページになりますが昨年度2月末日に同協議会において空家棟数483棟で報告させていただいております。ここから9月末までに苦情の連絡等により新規の空き家として5棟が確認され、建築確認申請、また所有権の移転等あと7棟の除却が確認できましたので、差し引きしまして2棟の減少となり、海津市における令和4年9月の空き家の棟数として481件を報告させていただきます。</p> <p>・4～9月の苦情対応事例等の報告</p> <p>続きまして2、3ページをご覧ください。令和4年4月から9月現在までの苦情や相談を一覧にしたものでございます。些細なものもありすべてを記録しているわけではありませんが上半期で26件を記録しています。</p> <p>内訳としては海津地区5件 平田地区11件 南濃地区10件でした。苦情の内訳としては、雨が多い時期でもあり、空き家の敷地内からの植栽や草木の繁茂により隣家や道路へのはみ出しといった苦情が7割ほどを占めています。草木の繁茂の苦情については適正管理の文書と現状の写真と併せてシルバー人材センターを紹介したチラシを同封し管理を促しています。</p> <p>シルバー人材センターに今年度の実績を聞き取りをさせていただきましたところ、令和4年度で64件の空き家の敷地の除草や伐採等の依頼を受けているとの回答をいただきました。昨年度より10件程度増えているとのことですが、シルバーの会員が不足しており、なかなか依頼を受けてもすぐ実施できないのが現状とのことでした。</p> <p>3、4ページになりますが空き家関係の苦情で、実施前、実施後の事例をあげさせていただきます。除却がなされた事例、樹木の伐採等、草木の剪定等がされた後のものを事例として挙げさせていただきます。</p>

議 長	<p>議題1についての説明は以上となります。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等ありましたらご発言をお願いしたいと思いますが、私が冒頭、あいさつの中でもう来年度の空き家対策予算で予算を倍増するという事を明言いたしました。ですから対策を強化してまいりたいと思います。それにあたってですね、何かご意見、お知恵、全てが全てですね、実施できるものではないかもしれませんが、ぜひ来年度の施策を検討するにあたって、ご意見をいただけたらなと思っておりますので、忌憚ないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員1	<p>シルバー人材センターの会員自体も高齢化しておってなかなか聞き入れてもらえないのが現状じゃないかなと思います。今後そのシルバー人材だけでなく、土木屋さんにもお願いして、管理をしないとできないかなと思います。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。実際に土木業者にご協力をいただきながらやり始めておりますので、今後も、継続的な対応や、そういう話もあると思いますが、考えております。ありがとうございます。</p>
議 長	<p>また後ほどでも構いませんので、ご意見いただけたらと思います。次に移らせていただきたいと思います。</p> <p>議題の2、特定空き家等につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料の7ページになります。</p> <p>市内の特定空き家候補の現状数ということで令和3年度中に市内に特定空き家が1件ございましたが、こちらが除却解体されまして、現在特定空き家に指定されているものは海津市内にはございません。ただ特定空き家候補としまして、現在9戸を記録しております。こちらは定期的なパトロールを巡回しながら、必要に応じてコーンバーや注意喚起の看板ですとか、安全確保ため当課において家屋に危険があることを注意する張り紙ですとか、バリケードを設置するなど対応を行っています。</p> <p>また関係者の方には除却をお願いする文書を定期的に行っているところでございますが、なかなか高齢であるとか資金面でというところで、…解消に至っていないのが、現状です。</p> <p>資料が前後しますが、6ページですが、その中で野寺地内の空き家につきまして、協議会でも何度か話題に上がっていた物件です。以前から解体をお願いしておりました、大垣市内在住の方より、4月になりまして、ご子息を通じ連絡をいた</p>

	<p>だきまして、解体に向けて準備をされている最中です。</p> <p>ただ、所有者の叔母に当たる方の建物登記がされており、自分たちがその相続人になり得るのかといったところを心配されてお問い合わせいただきました。また相続人全員の同意書が得られるかという点と難しい困難な案件でもあります。今後、倒壊するおそれもあるため、相続人の関係者の方で解体の決断をされて現在進めている最中です。</p> <p>また解体費用の補助金の適用について検討したところ、相続人全員の同意が得られるかという点で、相続人調査のため時間と費用もかかることから、書類提出が難しいということになり、補助金の対象要件とはならないと考えております。老朽化し危険な空き家については継続的に解体のお願いをし、また補助金等の紹介をしながら、解消に繋げていくよう努めていきたいと思っております。</p> <p>議題 2 につきましての説明は以上となります。</p>
議長	<p>はい。ただいまのご説明に対しましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。また、アドバイザーの方もよろしければご発言をいただきたいと思っております。</p>
委員 1	<p>特定空家の棟数等は、候補等もわかりましたが、以前テレビで、廃屋という言葉が出てきましたが、特定空き家と廃屋の違いはありますか。</p>
事務局	<p>特定空家は、道路に面していて第三者に被害が及ぶとか、そういったおそれのあるものです。廃屋というのは、いわゆる建物が老朽化して、住むことができないという物件ではないかと思っております。</p>
委員 1	<p>大体想像はできますが、廃屋は空き家にはならないというのを、聞いたことがある。その辺はどうですか。</p>
事務局	<p>空き家の定義にもなってくると思いますが、廃屋も含めて全体としては空き家として含めるかと思いますが、ちょっと対象となる・ならないというのはいろんな補助要件などに該当するかといったところで空き家とするか、その辺の考えは様々あるかと思っております。</p>
委員 1	<p>空き家っていうのは例えば、住もうと思えば修理したら住める、廃屋というの住めない状況の家が廃屋というそういう理解をしてました。</p>
委員 2	<p>確認ですけど、〇〇地内で連絡をつけていただいたと思いますが、〇〇の商店街の東の方の A さんという家ですが、先般の台風で、窓ガラスが割れて、幸い中側</p>

	<p>に落ちたので、大した被害にはなりませんでしたが、あれが反対に、道路側へ落ちてくると、小中学生の通学路にもなっていますので、非常に危険じゃないかと思えます。</p> <p>壁のモルタルの剥がれが増えてくるのではないかと思いますので、対応をお願いしたいと思います。</p> <p>それからもう一件、〇〇という地域で通学路となっている道路沿いの、Bさんという方の建物ですが、もう屋根がたわんで瓦が落ちそうになっていたり、土台が腐って崩れそうになっていますが、対策として、ネットを張っていただくとか、そういうことができたらと思えます。巡回して確認されていると思えますがその後、どうかと思えます。</p>
事務局	<p>そうですね、お話のありました本町の方は、〇〇の隣の建物だと思えますが、こちらは今年度2度、適正管理の文章を送っております。</p> <p>お話いただいたガラス戸が抜けたという連絡いただいて、現地写真を同封し送付しましたが、その後の反応が無いというのが現状です。</p> <p>今後については連絡先等がわかれば一番良いのですが、状況によってはネット等の応急処置など必要なところは実施したいと思います。</p>
委員2	<p>この2件とも連絡はつかないわけですか。</p>
事務局	<p>郵便で文書は送っておりますので、相手には届いているようですが、なかなか反応がない。そんな現状です。</p>
委員2	<p>先日、自治会の祭が近づいており、自治会の常会の中で話題となりました。何人かから多分あれは大屋根が抜けているという話もあって、危険ということで、どなたか〇〇小学校の方へ連絡された方が見えて、先生が見に来られたという話です。今度、強い風が吹いたら、また他のガラス戸が同じような被害が出ないかと思えて、私も、こういう空き家対策という会議があるので、そこでもお願いしていきますということでお話しさせていただきました。</p> <p>何とかこの2軒、あとAさんの方は何かどなたか入院されているようなことを自治会の方から聞いておりますけど、何とか連絡取っていただいて、早急に対応していただきたいなと思えます。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
委員2	<p>それから、これは全然この地域の話ではないですが、先日うちの孫が東京の方へ住宅の講習に行ってきた話をしておりましたら、その中で再建築不可物件とい</p>

	<p>うような、お話があつて、道路に面していないと、新しく家が建て替えられないというような、ことでリフォームなら、柱を50%以上残せば、リフォームができるつてというような極端な話、朽ち果てた屋敷でも出来るという…これは孫から聞いた話ですが、そのような制度はあるのですか。</p>
事務局	<p>建築基準法の中に接道要件というのがありまして、新しく家を建てる時にその敷地が道路に接している土地ではないと再建築ができないということがあります。</p>
委員2	<p>2m面してないと…</p>
事務局	<p>はい、昔からの密集地の住宅なんかは接道が全然ない土地だと、建物が古くなって解体して次を建てようと思うと、できないというようなケースもあるようです。</p>
委員2	<p>なかなか難しいですが、簡単に建てかえればよいということではないのですね。</p>
議長	<p>その他いかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは続きまして議題の3空き家バンクの状況について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題3「空き家バンクの状況について」ご報告申し上げます。</p> <p>資料につきましては9ページになりますが、海津市内空き家バンク制度は、市内にある空き家を有効活用して移住・定住を促進する目的でスタートしており5年目となります。</p> <p>この制度は建物の所有者が売りたいとか、貸したい建物の情報を登録していただきまして、空き家を買いたいとか借りたい方へ希望に沿った物件を市のホームページで紹介する制度でございます。</p> <p>海津市内の空き家バンク登録状況についてはこれまでに8件の登録があり、成約4件 取り下げ2件 令和4年9月末現在で2件掲載されています。成約4件の内、3件の方が県外からの移住となっております。</p> <p>取り下げの2件については、親類の方が利用するということで取り下げがあったものが、1件と空き家バンク登録後、民間の事業者との間で買い取りの契約合意ができたということで、空き家バンクの取り下げとなりました。</p> <p>また、物件No.5につきましては、4月末に、市外在住の60代の男性の方と成約に至りました。物件のNo.8につきましては、現在交渉中となっております。</p> <p>空き家バンクの登録状況ですが、本年度1件の物件調査を行っております。元々</p>

	<p>その所有者の息子さんが登録に前向きな姿勢を示されて登録の申込をされて進めておりましたが、所有者であるお母様が、高齢のため施設に入られることで、今後、売買契約となった場合に、その意思決定や、契約能力について心配されまして、地元の弁護士相談のなかで検討された様ですが、後見人の費用等がかかるということで、登録は保留となったのが1件ございました。</p> <p>また令和4年の3月に昭和56年度以降の耐震基準を満たした比較的新しい物件を40件ほど抽出しまして空き家バンク登録の啓発チラシのダイレクトメールを発送しました。この案内をみられ相談があったのが、先ほど空家バンク登録に至らなかったものも含めて、4件の問い合わせがありました。</p> <p>その4件のうちその所有権の異動の確認ができたものが2件ありました。ダイレクトメール送付がきっかけとなって、所有者本人がなんとかしていこうという意識に繋がっていくように、定期的に案内を送付する、空き家相談の際に、空家バンク登録を1つの選択肢として活用するよう紹介は継続的にしていきたいと思っています。</p> <p>資料2の議題3の説明としては以上となります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明で質問等はございますか。</p>
委員3	<p>空き家バンクの中で古民家を貸してくれるところはないだろうか、と思ひまして。田舎の海津をアピールして 輪中のくらしとかで何かうまく空家バンクも使えないかなと思ひまして。</p> <p>修学旅行かなんかで小学校の輪中のくらしなんかで宿泊先になるのか、小規模な学校で少人数だったらできるかなあ。そこでかいつのくらしを学んでもらうのも一つかと思ひました。</p>
事務局	<p>そうですね、海津市を知ってもらうという意味でそういった古民家を利用されるのが一番手っ取り早いと思います。</p> <p>ただ、なかなか物件として上がってくるかというと、住宅地の物件が多いのが現状です。今後空き家になりそうな方を対象に空家バンク制度の周知をしていくことも大事なかなと今思ひました。</p> <p>やはり、高齢の方で、息子さんたちがもう東京とかの都市部の方に出てしまつて、今後、この家はどうしようという相談は、今年2件ほど受けております。皆さん心配されてはいる感じは受けました。</p> <p>そういったもので空き家バンク登録を含めて考えていただけるように紹介をしていきたいと思ひます。</p>
委員1	<p>今は対策に対する意見だったと思うんですが、対策委員会にはその対策を</p>

	<p>どうでしょう、という話が少ないと思いますが、こういうチラシとか市長が出された補助金制度というのをもっと広く知ってもらうように何度も周知をすることはできませんか。例えばチラシの中に市長が言われた補助金に対する考え方も入れられるというのはどうですか。</p>
委員 3	<p>遠くの方の人は、輪中という、ひどい暮らし方をしていると思い込んでいる、たまたまこの前大会にいった小学生の娘が輪中の暮らしについて知りたいといつてきて、ひどい暮らしをしているみたいな、理解をされているようで・・・。</p>
事務局	<p>そういった制度等新しい事項とか、そういったものがあれば、入れ込みながら次回の参考にさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>そうですね。空き家の移住定住の受け皿として、ぜひ活用していきたいというのは挨拶の中で申し上げたことでございます。</p> <p>次回の送付するときは、必ずそういったものをしっかりと入れるように…</p> <p>また先ほどの豊かな暮らし、輪中の暮らしをアピールするにあたって、民泊への活用ということも出ております。</p> <p>そういったことをやってもらえるような、少しでもいいだろうな感じでございますので、確認させていただきたいと思いますありがとうございます</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
委員 2	<p>空き家バンク登録というのは、家の中を相当きれいにしないといけないものなのか、ちょっと掃除程度のことをすれば、使えるものなののでしょうか？といいますのは、ちょうどこれ社会福祉協議会の冒頭と関連しますが、市内に校區別に 10 地区あって地区社教と設立されており民生委員とか福祉協議会とか老人クラブとか、学校関係の各種団体から集まってそういう組織があります、例えば地域でお年寄りが集まって、ちょっとお茶を飲んだり、そこでいわゆるサロンのようなことは、開けるそういうところがあり、利用してお年寄りが集まって、ちょっとお菓子とかつまんでいろいろ地域の話がそういうことができれば、いいかなと思うので。</p> <p>建物の所有者と、社協を通じてお話してもらって、ちょっと 1 部屋借りるとか、そういうのはどうですか…”</p>
事務局	<p>もちろんそこで生活し住めるレベルであるのはそうです。ただ物件によっては室内の机とかタンスですとか、そういった大きいものが残置物として、「現状渡し」の条件での契約や、最低限所有者が改修しなければ住めないとかそういうも</p>

委員 2	<p>のではないです。ただ築年数も経っていますので、経年劣化はありますので継続的なメンテナンスは必要だと思います。</p> <p>今は元気に過ごせるお年寄りが、寺をサロンとして利用して、昔は年に数回いろいろなお寺さんのお参りがあってお年寄りが集まってきて、いろいろ説教を聞いておりました。最近では、いろいろな趣向を凝らして、やってみえますがなかなか人が集まらない。お寺さんには失礼だけど、お年寄りはそのようなところ利用させてもらってという話が出るが、なかなか、今のお年寄りは宗教やそういうことに関心がなくて、喫茶店でモーニングなんかそっちの方へ行ってしまう。</p> <p>難しいもので、話をすると、お金を出してでも喫茶店には行くけど、お金を出さなくていい、社会福祉協議会・市の方から助成金もらって準備して、飲んだり食べたりできるサロンは、民生委員からお年寄りの話聞くと、喫茶店でモーニング頼んで、自由にいろんな話をして過ごすのがいいという話がありました。我々が計画したサロンですから、かしこまった話題を話し合わないというような感覚があります。お年寄りが集まれる古民家なんかで、そういう行政の方とか関係なしで、そういうところだったら集まりやすいかなと思っています。</p>
委員 3	<p>地区の社協さんによってはですね、拠点となる建物を持っておられる例えば石津地区社協さんは旧石津幼稚園の跡地を活用してみえるところもありますし、拠点がなくてございますので、そういったところの話かなと思います。もし合いそうな物件があればみていただき、拠点づくりのほうを進めていただければなと思います。</p>
委員 2	<p>今後こういう空き家バンクに登録された場合、利用できるようなことがあるようなら社協を通じて連絡していただけると検討材料になるかなと…</p>
委員 1	<p>すいません。反論意見になっちゃいますが、そうやって社協で使用されると、本当に購入したい、見に行きたいという方が、社協で使われているので使用できないという印象を与えると、かえって逆効果になるのかなと思います。社協の方に対してはいいかもわかりませんが、本当にその家をどうにかしたいという人にとっては、逆効果になるのではと思いますので、大変失礼な言い方しましたが。</p>
委員 2	<p>〇〇の商店街なんかで子供さんたち対象に支援をしているとかっていうのを聞いたことがありますが、そのような活用方法も考えられますし、…建物を買い取りではなくて…賃貸、これはテレビで民間のサラリーマンが空き家を購入してリフォームに 200 万か 300 万くらい投資して、それを賃貸で貸すというような、何か全国的に地域の何十件をその人個人で他の個体だからリフォー</p>

	<p>ムしてこの物件どうですか。そこで初めて見た人が、300万投資してそうすると10年ぐらいからそれを誰かに貸して回収するというそれは民間のやり方でしょうけど。</p> <p>空き家バンクは公共的に認められているというか全国的に認知されている。民間の企業と言ったらおかしいけど、ちょっと調べてみても、いいか悪いかわからない。民間だと大丈夫かなという印象を受けるかもしれないですが…。</p> <p>種種その制度ではどっかの業者さんというか個人の会社さんに対して、やりとりする場面もありましたので、まったくやり取りできないわけではないと思いますが、どこの県でどの地域というのはちょっと記憶がないので、賃貸で借りれるような都市であったのかもしれませんが。</p> <p>そうした物件とかあればよりいいでしょうけどそういう民間との連携みたいなものがあれば、進むのかなあと。</p> <p>そういう連携先を探すのが大変そうですけど、検討していただけるとよいのかなと思います。</p>
委員 1	<p>賛成します。私が見たのは、海津市内の物件は全て売り物件っていうことなんで今の話になるのかなと思いますが、たまたま見た番組は0円物件を全国的に紹介して、橋渡し役をするという民間の企業もあるんですね。</p> <p>ただ海津市の場合は、今のところ全て売り物件みたいなので、すごく金かけても売り物件やと、これ0円でいいよ、という話は、ちょっと補足的にするわけにはいかないのか。</p>
事務局	<p>その0円物件についてもやっぱり登記したりなんかする費用は個人持ちで、その人は橋渡しをするだけという民間の企業もありましたよ。</p> <p>…そういう方法も今言われた市とのタイアップでそういう方法も…良い方と思いますが、お金がかかってもそういう方法もいいかもわからんと思うから、空き家の減少に繋がって、なかなか行政で立ち入れない部分というか、やりにくい部分を民間の方で事業者がフォローしていただけるような事例等を研究しながら、ぜひまた検討していきたいと思います。</p>
議 長	<p>〇〇委員の言われたとおりですね、ゆくゆくはこの空家というのは、廃屋になるものですからね、それに要する費用を考えれば、今のうちにもう低額でも譲ろうという方がいてもおかしくないわけで、そういった方々の空き家を早めに手をつけて、そうですね。</p> <p>どうぞこれ研究してみましよう。</p> <p>最後が空き家対策の具体施策令和4年度の空き家対策について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>資料の 13 ページになりますが、</p> <p>議題 4 の令和 4 年度の空き家対策の具体施策につきまして、説明させていただきます。今年度、空き家情報誌というものの民間事業者さんと協働発行という形で今現在進めておる最中です。</p> <p>こちらは他市町の作成されたものを参考でいただいておりますので回覧しますので、ご覧になってください。</p> <p>こちらはですね、協働発行事業で発行部数を 500 部、納品予定日は今年度の 12 月の 19 日を予定しております。主な配布先としましては、適正管理の文書の送付、窓口での相談時、各支所、公共施設に、配架を予定しております。</p> <p>この空き家の情報誌につきましては、空き家情報誌の官民協働発行に関する協定を 8 月 8 日に締結しまして、印刷製本費用は協賛企業の広告料で賄い、市の予算は 0 円で発行できるということになっております。</p> <p>次に空き家出張相談会の開催予定をしております。</p> <p>来月の 10 月 21 日、岐阜県の住宅供給公社と連携しまして、空き家の所有者管の方を対象に、空き家管理方法の相談ですとか、委託料についてアドバイスを行う相談会開催を予定しております。</p> <p>行政ではなかなか困難な案件とかですね。専門的なアドバイスを受けられるということで、例年開催しておりまして、昨年度は 3 件の相談がありました。</p> <p>現状、県の相談できる窓口としては、大垣市内で予約制ではありますが開設されています。出張相談会は市内で相談ができるので、継続的に開催をしていきたいと考えております。</p> <p>先日開催された県の空家対策協議会の中で、令和 5 年度末をもって空き家相談窓口の廃止の方針が示されたというところで、代替案の検討をされるということも伺っており、また今後注視していきたいと思っております。</p> <p>次に海津市の空き家等対策計画の見直しということで今現在進めております。昨年度岐阜県の空き家等対策に係る対応指針と特定空き家等対応マニュアルの改定がありましたので、そちらと併せてこれまで当市の空き家に係る取り組み等を検証しながら、第 2 次ということで海津市等対策計画の更新作業を進めてまいります。</p> <p>説明としては以上となります。</p>
<p>委員 1</p>	<p>はい、すいません、ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、</p> <p>この広告掲載を各地元企業さんにこのスポンサーとなりませんかという打診をしまして、その協賛金の中で印刷発行されるということですがそれに今の市長が言った補助金制度のやつを載せるということは無理なんですか。</p>

事務局	<p>タイミング等が合えば除却の補助金とかもそういう制度と確定して掲載できれば載せたいです。</p>
委員 3	<p>それで、せっかく作成するのであれば載せて、海津市に来てもらえるような、努力をしたらどうでしょうか。空家バンクも成立するかもしれません。</p>
議長	<p>どうぞ、いかがでしょうか？この際折角の機会ですので、議題に限らず、何か総じて、ご意見、質問等ございましたら発言おねがいたします。アドバイザーの皆様も、もしよろしければ、今日の会議の様子を見まして何かありましたらお願いいたします。</p>
委員 1	<p>資料に空き家の周りに赤色のコーンが置いてあるのが確認できますが、所有者、管理者やむを得ないとするのは僕はその今の立場上ですね。そういったのを事前に防ぐという観点から、中に入れられないような措置がとれるのなら助かります…市のほうで積極的に、措置を講じていただくのは難しいかなと、事故防止や犯罪防止に事故防止とか、安全がそこにあったどうかわかりません…</p>
委員 1	<p>しかし、海津市で例えばそういうことをやるということに対して、やっぱそういうもののうち、設置費用とかそういうものの、費用はかかりますよね、例えば防犯カメラであったら、警察の方から、50%補助金があるようになりましたね。 そういう対策を踏まえて、警察庁の方でも良い意見なので、警察署の方からもそういった補助金が出せるように努力してください。</p>
委員 1	<p>空家バンクもどうにもならない空き家についてはあげますというぐらいの気持ちじゃないと活用はできないですよ。 三角コーン分だけでもあれですけど難しいですか。</p>
事務局	<p>コーンを置いたりするのは、屋根瓦が落ちそうだとか、注意喚起を含めて設置しています。第三者への危険性があれば、行政としての何か行為ができる。その後写真とともに所有者の方にこういった処置をしております、と対処を促していています、</p>
委員 1	<p>その危険性が認められれば、それはやってください。その辺の危険性をどのぐらいの覚悟でやっていくのか、重度の危険ではなくて、軽度の危険で実施するというような思いで措置して欲しい。</p>

議長	<p>はいどうぞ。</p>
アドバイザー 1	<p>お時間いただいてよいですか。過去には中津川市内でですね 空き家で殺人事件がありました。近くで言いますと、空き家ではないですが、廃ホテルで〇〇管内になります。旧ラブホテルですが、心霊スポットになってしまって。YouTuberが動画を配信しており、若者達が、そこに行こうということで、火災がありました。養老署の方は管理者にお願いして、有刺鉄線や電子ドアで開かないようにしていたようですが、窓を破って入ったようです。そこが心霊スポットっていうふうに紹介されていまして、どうしても入りたみたいで、軽犯罪法違反で立入禁止場所に入ったというので、逮捕・検挙を〇〇署がしています。幸いにして、海津署はそういったことはないですが、近くの地域でそういった有名になってしまったっていうのもあって、… 去年は外国人が、空き家に入って行って物を盗むとか発生しました。</p>
議長	<p>皆さん、いかがでしょうか？ それでは、ご質問ご意見等も無いようでございますので、以上をもちまして議題の審議を終了させていただきたいと思います。予定しておりました案件は終了いたしました。どうも本日はいろんなご意見ありがとうございました。事務局へお返しします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。その他事務局から報告させていただきます。 次回の協議会につきましては、2月頃開催させていただく予定です。また開催予定日が決まりましたら、ご案内の方をさせていただきますので、よろしくお願いたします。 空家対策等の計画について、第2回の会議前に、事前に委員の皆様には、ちょお示して事前にご意見等いただき、配布の方をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは以上をもちまして令和4年度第1回空き家等対策協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p>